

市長定例記者会見資料

平成28年4月1日

部 課 名	教育部 生涯学習課	電 話	22-8621
課 長	山本 英樹	担 当 者	田中 (主幹)、増山
<p>1. 件 名 保護ツルの移送</p> <p>2. 内 容 本市友好都市である出水市において、移送対象となるナベヅル3羽が保護されており、現在、この3羽の移送に向けて、出水市との協議ならびに必要な許可申請を行っています。 今回計画されているナベヅルの移送は、平成25年5月2日に行われた第6回移送以来3年ぶりとなります。 なお、現時点でのナベヅルの移送日程は未定です。決定次第、追って発表します。</p> <p>3. 個体の詳細 <ul style="list-style-type: none"> ■移送対象；3羽 (幼鳥1羽、亜成鳥2羽) ■性 別；不明 (今後検査を実施する) ■保 護；平成28年1月～2月に保護 </p> <p>4. その他 【これまでの移送・放鳥について】 *別紙の通り 【許可申請について】 「2. 内容」にある許可申請には以下の2点を指します。 <ul style="list-style-type: none"> ■現状変更等許可申請 鹿児島県出水市で保護されているナベヅルは特別天然記念物であるため、文化財保護法第125条の第1項により文化庁長官の許可のもと移送、飼育を行います。 ■希少野生動植物種の個体等の譲受 ナベヅルは絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第2項にて国際希少野生動植物種に規定されているため、同法第54条第2項の規定に基づき環境省との協議を行います。 </p>			

これまでの移送

- ・ 移送回数 ; 6回
- ・ 移送羽数 ; 17羽

これまでの放鳥

- ・ 放鳥回数 ; 8回
 - ・ 放鳥羽数 ; 15羽
- * 2羽は放鳥前に死亡

○移送履歴

回数	移送日	移送羽数
第1回	平成18年2月25日	3羽
第2回	平成19年5月8日	2羽
第3回	平成20年4月12日	4羽
第4回	平成22年3月27日	6羽
第5回	平成24年3月21日	1羽
第6回	平成25年5月2日	1羽

○放鳥履歴

回数	放鳥日	放鳥羽数	*放鳥用標識
第1回	平成19年3月3日	3羽	P41, P42, P43
第2回	平成19年12月21日	2羽	P44, P45
第3回	平成20年12月1日	1羽	P46
第4回	平成21年12月1日	1羽	P47
第5回	平成22年11月10日 平成22年12月14日	4羽	P51, P53, P54, P56
第6回	平成23年11月23日	1羽	P58
第7回	平成24年11月12日	2羽	P59, P60
第8回	平成25年11月12日	1羽	P61